

Ⅵ 和歌山県立高等学校入学者選抜学力検査得点 の簡易開示について

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条に基づく、開示請求の特例に関する事務取扱要領（平成15年5月26日 教育長決定）により、次のとおり実施する。

1 開示する内容

- (1) 一般選抜における学力検査の教科別得点及び合計得点
- (2) スポーツ推薦における学力検査の教科別得点及び合計得点
- (3) 追募集及び再学力検査における学力検査の得点

2 開示請求できる者

受検者本人

3 開示請求の受付期間及び受付時間

- (1) 受付期間
合格発表の翌日から起算して1月間
- (2) 受付時間
全日制課程は午前9時から午後4時まで、定時制課程は午後2時から午後6時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び学校の休日を除く。
なお、電話又は郵送による開示請求は受け付けない。

4 開示請求及び開示の場所

受検した県立高等学校

5 本人確認のため提示を求める書類

- (1) 受検票
- (2) 本人であることを確認できるもの（生徒証、健康保険証、住民票等）

6 開示方法

請求を受けた高等学校長は、受検者本人であることを確認したうえ、請求のあった個人情報を、開示する内容を転記した書面の交付により即時に開示する。